

ご意見・ご要望コーナー

平成27年7月29日

幼保連携型認定こども園ひまわり

保護者アンケートやご意見箱への投書等にお答えするコーナーです。

●保護者より「第三子の保育料無料化について」

子供が3人いる場合、3人目は必ず無料になるのですか？すでに支払った4月～6月分の保育料はいつ頃戻ってくるのでしょうか？

○認定こども園の返答

多子世帯保育料無料化事業の対象となる方には7月15日（水）に保育料変更通知書を配布しました。無料化の対象となる方は以下の方です。

- ・18歳未満の児童を3人以上養育している下記の世帯について第3子以降の保育料を無料。
 - ・1号認定の場合
市町村民税所得割課税額が211,200円以下（市の階層区分でC-2階層以下）が対象
 - ・2・3号認定の場合
市町村民税所得割課税額が169,000円以下（市の階層区分でC-3階層以下）が対象

保育料の取り扱いについて

該当世帯については7月の集金から無料となります。4月分～6月分としてすでに頂いた保育料は還付（もとの所有者にお返しする）の対応を行います。還付の時期は8月27日（木）に、保育料の口座振替をしている口座に入金する予定です。口座振替の手続きができていない方に対しては現金にて直接還付します。

●保護者より「こども・子ども・子供の表記について」

苦情ではないのですが、「こども」の書き方について、ひまわりでは「子供」と漢字で書いていることが多いのですが、漢字で書くのは良くないと聞いたことがあります。

○認定こども園の返答

1980年代に一部の団体から子供の「供」という漢字が「お供え物」などを連想させる差別的表現だという主張があり、更に「子ども達は国のお供えものじゃない」「神風特攻隊を想起させる。軍国主義の表れだ」などと国に対して抗議がありました。これを受けて、1980年代後半から文部省内の公文書で「子ども」「こども」が使われるようになり、一般にも表記されることが多くなりました。

その後、平成25年3月の通常国会で、「小学生は学校で『子供』と学んでいる」「漢字とかなの交ぜ書きは国語を破壊する」などの指摘があったため、文部科学省は平成25年7月中旬から、漢字表記の「子供」を「差別表現ではない」と判断し、省内の公文書で使ってきた「子ども」の表記を「子供」とするよう徹底しています。

当園でも以前は漢字仮名交じりの「子ども」を使用しておりましたが、文部科学省の方針に沿って平成25年後半から漢字表記に改めています。例外もあり、「認定こども園」の表記は平仮名となっています。これは、認定こども園法という法律に基づき、「幼保連携型認定こども園」という施設の類型が平仮名での表記で統一されているためです。また、今年度4月から始まった「子ども子育て支援法」の表記も「子ども」と表記されている為、そのままの表記を用いています。

余談になりますが、「障害」という表記についても、以前「障がい」と表記する方が良いのではないかとご指摘を頂いたことがあります。「障がい」の他、「障碍」「チャレンジド」といった表記をすることもあるようですが、平成22年に内閣府の「障害の表記に関する作業チーム」が表記方法について検討を重ねた結果、総括として、「当面現状の『障害』を用いることとする。（一部抜粋）」としています。認定こども園ひまわりとして表記についてのこだわりがある訳ではなく、当園でもその結果を受け、「障害」という表記を用いています。